

独立行政法人地域医療機能推進機構 人吉医療センター

身体拘束最小化に係る指針

独立行政法人地域医療機能推進機構

人吉医療センター 病院長 薬師寺俊剛

I. 目的

JCHO 人吉医療センター（以下「当院」）における身体拘束最小化に関する基本的事項を定め、患者の尊厳および権利を尊重しながら、安全で適切な医療を提供することを目的とする。

II. 身体拘束最小化に関する基本的考え方

1. 身体拘束は、患者の身体的・精神的自由を制限する行為であり、患者の尊厳を損なう可能性があることを十分認識し、原則として身体拘束を行わない医療・看護の提供に努める。
2. 急性期医療においては、転倒・転落、治療上必要な医療機器の自己抜去、自傷他害等の危険性に対する安全確保が必要となる場合がある。そのため、身体拘束を実施する場合は、患者の安全確保を目的とした最小限の対応とし、代替手段を十分に検討したうえで実施する。
3. 患者および家族に対して身体拘束の必要性や内容について十分な説明を行い、理解と協力を得ながら、身体拘束解除に向けた取り組みを継続的に実施する。

III. 身体拘束実施の要件

身体拘束を実施する場合は、以下の要件をすべて満たす場合に限る。

1. 切迫性：患者本人または他の患者等の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
2. 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に危険を回避する方法がないこと。
3. 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであり、常に解除を前提としていること。

IV. 身体拘束最小化のための体制整備

医療安全管理体制のもと、身体拘束最小化の推進を図るため、多職種で構成する「身体拘束最小化チーム」を設置する。チームは定期的な院内ラウンド、事例検討、身体拘束実施状況の把握および評価を行い、身体拘束の最小化に向けた活動を推進する。

V. 身体拘束実施時の対応

1. 身体拘束を実施する場合は、医師の指示に基づき実施するものとし、実施理由、方法、時間等を診療録および看護記録等へ適切に記載する。
2. 患者本人または家族に対して、身体拘束を行う理由、方法、予測される期間、解除に向けた方針について十分説明する。
3. 身体拘束実施中は、患者の状態を継続的に観察・評価し、必要性を定期的に見直す。必要性がなくなった場合は速やかに解除する。

VI. 職員教育・研修

医療安全管理部門および身体拘束最小化チームは、全職員を対象として、身体拘束最小化、認知症ケア、せん妄予防等に関する研修を定期的実施し、職員の知識および意識向上に努める。

VII. 患者相談体制

身体拘束に関する相談については、医療安全管理部門および患者相談サポートセンター、関係部署が連携し、患者および家族からの相談に適切に対応する体制を整備する。

VIII. 指針の閲覧および改訂

本指針は、院内および当院ホームページ等において閲覧可能な状態とし、医療情勢、法令改正、院内の運用状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。